

仕 様 書

この仕様書は、広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）の待合エリアに係る什器・備品の購入及び納品について適用する。

1 品名・数量・形状その他

別添「待合エリア用什器備品 構成内訳」のとおり

2 納入期限等

令和4年4月15日（金）

3 納入場所

広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号 広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）
（担当：安佐市民病院整備室 堀江、電話番号：082-815-5211（代表）内線 2753）

4 仕様書の解釈

本仕様書において型式を特定しているもの又はこれと同等品以上のものであること。

5 一般的条項

- (1) 納品する物品は新品であること。
- (2) 設置エリアの関係上、意匠の統一で「セット品」のアルファベット毎にメーカーを統一するものとする。
- (3) ISO9001の承認及びISO14001の承認を取得した工場で作成されている製品であること。
- (4) 一般社団法人日本オフィス家具団体(JOIFA)の安全基準ガイドラインに準拠した製品であること。
- (5) 受注者は、当該物品の納入期限を厳守するとともに、納品に当たっては、事故が生じないように十分配慮し、疑義が生じた場合には、発注者に連絡すること。
- (6) 受注者は、納入に際し、予め納入場所を確認し、納入に当たっては、新病院の移転作業を担当する事業者と搬入日、搬入ルート及び設置場所について調整を行い、建物内への立入りについては、定められた手順に従うこと。
- (7) 設置場所により、耐震箇所が発生した場合は担当する職員の指示に従い耐震固定処理を行うものとし、耐震費用に関しては受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、契約後、速やかに契約金額の基になった一品ごとの物品の金額の入った詳細な内訳書を提出すること。

6 検査及び引き渡し

- (1) 受注者は、納品完了後、速やかに発注者の職員に連絡し、当院の指定する者の検査を受け、什器の引き渡しを行うこと。
- (2) 検査の際は、発注したメーカー名・規格・型番等が明確に確認できるものを用意しておくこと。確認できない場合は検査不合格とする。なお、検査の結果、不合格となった場合の取り替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

7 保証期間

検査後1か年とする。ただし、受注者又は製造者の責任に帰する機器の破損及び故障については、保証期間終了後であっても無償修理又は良品と取替えるものとする。

8 その他

本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、詳細を決定するものとする。